

平成 30 年 9 月 11 日

提携金融機関ご担当者様

全国保証株式会社

「平成 30 年台風第 21 号」および「平成 30 年北海道胆振東部地震」による  
「災害特別融資保証」の取扱いについて

「平成 30 年台風第 21 号」および「平成 30 年北海道胆振東部地震」により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

弊社といたしましては、罹災者支援を目的として、「平成 30 年台風第 21 号」および「平成 30 年北海道胆振東部地震」の罹災者の皆さまへの融資につきまして、住宅ローン事務取扱要綱に定める「別途基準Ⅶ 災害特別融資保証」の取扱いを開始いたしました。

被災地の皆様の安全と一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

記

<対象となる災害等>

「平成 30 年台風第 21 号」および「平成 30 年北海道胆振東部地震」

<対象期間>

平成 30 年 9 月 4 日（火）から平成 32 年 3 月末日 弊社受付分まで

※1：「平成 30 年台風第 21 号」に関しては平成 31 年 3 月末日 弊社受付分といたします

※2：状況により期間を見直す場合がございます。

<留意事項>

今般の災害につきましては、「罹災証明書」のほか公的機関が発行する被災を確認できる証明書でも代用できます。

以上